○関東地方整備局告示第八十四号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川中川について、昭和四十一年十二月二十八日付けで告示された建設省告示第四千二百二十五号を次のように改める。

平成二十三年三月二十二日　関東地方整備局長　下保　修

関係図面のうち、第二百五十三号図から第二百五十五号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局江戸川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和四十年三月十九日付け埼玉県告示第百八十六号に係る土地の区域のうち、次の図面の黄色で着色された部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○北陸地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十九号及び四百五十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
阿賀野市小里一七番六から同市小里字長割一七五番一まで	前	九・五〇～一九・一五メートル
	後	一三・〇〇～一九・一五メートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号及び四百五十九号	阿賀野市小里一七番八から同市小里字長割一九一番四まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十二日

○北陸地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十九号及び四百五十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
阿賀野市山口町二丁目一五四一番一から同市小里一七番八まで	前	一一・五〇～六一・七五メートル
	後	一一・二〇～二一・六〇キロメートル〇・三八三

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○中部地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日　中部地方整備局長　富田　英治

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
飛騨市神岡町梨ヶ根字鬼ヶ瀬九二番二から同市神岡町梨ヶ根字梶形三六九番一まで	前	一二・〇〇～二二・〇〇メートル
	後	一二・〇〇～二六・五〇キロメートル〇・〇二二

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十二日　中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年中部地方整備局告示第百三十四号大垣都市計画道路事業三・三・十九号神田神戸線

三　事業施行期間　自平成十八年十二月二十七日至平成二十三年九月三十日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十二日　中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年中部地方整備局告示第百四号可児都市計画道路事業三・三・二号中濃大橋御嵩線

三　事業施行期間　自平成二十年七月三十一日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日　近畿地方整備局長　上総　周平